

欧州復興開発銀行を設立する協定（新旧対照）

（参考）

改正後	改正前
欧州復興開発銀行を設立する協定 前文 (略) 第一章 目的、任務及び加盟者の地位 第一条 目的 銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。銀行は、同一の条件で、(i)モンゴル、(ii)地中海の南部及び東部の加盟国並びに(iii)限られた数のサブサハラ・アフリカの加盟国においてもその目的を達成することができ(る。(ii)及び(iii)については、それぞれの場合において、総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により、銀行が決定する。この協定及びその附属書において、「中欧及び東欧の各国」、「中欧及び東欧の諸国」、「中欧及び東欧の国」又は	欧州復興開発銀行を設立する協定 前文 (略) 第一章 目的、任務及び加盟者の地位 第一条 目的 銀行は、経済的な発展及び復興に貢献するに当たり、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しかつ適用している中欧及び東欧の各国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動を促進することを目的とする。銀行は、同一の条件で、モンゴル並びに総務の総数の三分の二以上の多数であつて加盟者の総投票権数の四分の三以上を代表するものによる賛成投票により銀行が決定する地中海の南部及び東部の加盟国においてもその目的を達成することができ(る。このため、この協定及びその附属書において、「中欧及び東欧の各国」、「中欧及び東欧の諸国」、「中欧及び東欧の国」又は「受益国」というときは、モンゴル並びに当該地中海の南部及び東部の加盟国も含むものとする。

「受益国」というときは、モンゴル並びに地中海の南部及び東部の加盟国並びにサブサハラ・アフリカの加盟国であつて、銀行が決定するものも含むものとする。 第二章 第二条及び第三条 (略) 第三章 業務 第八条から第十一条まで (略) 第十二条 通常業務に対する制限 1 理事会は、銀行の財務の健全性及び持続可能性を保護するため、自己資本の充分性に係る評価基準に関して適当な制限を定め、及び維持する。 (以下略)	第二章 第二条及び第三条 (略) 第三章 業務 第八条から第十一条まで (略) 第十二条 通常業務に対する制限 1 銀行が通常業務として行つた貸付け、株式又は持分への投資及び保証の現在高総額が銀行の通常資本財源に含まれる毀損されてい^キない応募済資本、準備金及び剰余金の合計額を超えることとなる場合には、いかなる時にも当該現在高総額を増額してはならない。 (以下略)
--	--